

○ガス主任技術者の選任に関する特例承認及び特定製造所に係るガス主任技術者の兼務の範囲に関する告示の運用について（平成２９年３月３１日付け２０１７０３２９商局第１号） 新旧対照表案

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
１．ガス主任技術者の選任に関する特例承認について ガス事業法施行規則（昭和４５年通商産業省令第９７号。以下「規則」という。）第２６条第２項ただし書、第９４条第２項ただし書（規則第１３１条第１項において準用する場合を含む。）及び第１５０条第２項ただし書の規定によるガス主任技術者の選任は、当面、次の場合に行うものとする。 次の場合以外の場合であって、承認することが特に必要な特別の理由があるときは、<u>産業保安監督部は経済産業省商務情報政策局産業保安グループと協議の上、承認の適否を決めるものとする。</u> （１）　　〔略〕 <u>（２）製造所のガス主任技術者として、その製造所に駐在しない者を選任する場合又は二以上の製造所のガス主任技術者を兼ねさせる場合であって、次の各号に適合する場合</u> <u>イ　ガス主任技術者が駐在しない製造所は、遠隔監視が可能である製造所であること。</u> <u>ロ　ガス主任技術者として選任される者は、ガス主任技術者が駐在しない製造所に対して遠隔監視を行っている場所に駐在し、ガス主任技術者としての職務を着実に遂行できる執務環境にすること。</u> <u>ハ　イに掲げる遠隔監視が不能となった場合は、他の通信機器により製造所の状況を確認可能であること。加えて、ガス主任技術者又はその製造所のガス工作物の保安を確保するに足りる知識及び技能を有し、かつ、ガス主任技術者の業務を行わせることができる者による緊急対応が可能であること。</u> <u>ニ　製造所の保安確保のため、組織体制を明文化し、継続的な教育・訓練の計画を推進していること。</u> （３）（１）の供給所又は（２）の製造所以外の事業場のガス主任技術者として、その事業場に駐在しない者を選任する場合であって、次の各号に適	１．ガス主任技術者の選任に関する特例承認について ガス事業法施行規則（昭和４５年通商産業省令第９７号。以下「規則」という。）第２６条第２項ただし書、第９４条第２項ただし書（規則第１３１条第１項において準用する場合を含む。）及び第１５０条第２項ただし書の規定によるガス主任技術者の選任は、当面、次の場合に行うものとする。 次の場合以外の場合であって、承認することが特に必要な特別の理由があるときは、<u>当グループと協議の上、承認の適否を決めるものとする。</u> （１）　　〔略〕 〔新設〕 （２）（１）の供給所以外の事業場のガス主任技術者として、その事業場に駐在しない者を選任する場合であって、次の各号に適合する場合

合する場合 イ その事業場に、その事業場のガス工作物の保安を確保するに足りる知識及び技能を有し、かつ、ガス主任技術者の業務を行わせることができる者が常駐すること。 ロ 当該事業者の内部組織上、その事業場を管理する上部組織にガス主任技術者がおり、かつ、そのガス主任技術者がその事業場に係る事業区域内に駐在すること。 (4) 同一の場所に存する製造所及び導管を管理する事業場を1人のガス主任技術者が兼務する場合であって、次の各号に適合する場合 イ [略] ロ 業務しようとするガス主任技術者は、<u>当該ガス事業者</u>の内部組織上、その製造所及び導管を管理する事業場のガス工作物に関する保安の業務を監督することができる立場にあること。 (5) [略] 2. [略]	イ その事業場に、その事業場のガス工作物の保安を確保するに足りる知識及び技能を有し、かつ、ガス主任技術者の業務を行わせることができる者が常駐すること。 ロ 当該事業者の内部組織上、その事業場を管理する上部組織にガス主任技術者がおり、かつ、そのガス主任技術者がその事業場に係る事業区域内に駐在すること。 (3) 同一の場所に存する製造所及び導管を管理する事業場を1人のガス主任技術者が兼務する場合であって、次の各号に適合する場合 イ [略] ロ 業務しようとするガス主任技術者は、<u>当該事業者</u>の内部組織上、その製造所及び導管を管理する事業場のガス工作物に関する保安の業務を監督することができる立場にあること。 (4) [略] 2. [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	